

議案第63号

天理市立休日応急診療所条例の一部改正について

天理市立休日応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例

天理市立休日応急診療所条例（昭和53年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「天理市川原城町605番地」を「天理市富堂町300番地11」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。